

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日は、
土曜日の
翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則
- ◇告 示 ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級
- 結核予防法による医療機関の指定
- 解除予定の保安林
- 中型まき網漁業に係る許可の申請期間
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託
- ◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十五号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第五号を次のように改める。

五 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第二項において準用する第三条第三項の規定による森林病虫害等の駆除命令に係る区域及び期間等の公表

(二) 第五条第二項において準用する第四条の二の規定による森林病虫害等の駆除等についての地方公共団体等への協力要請

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による特別防除の実施の決定

(二) 第五条第二項の規定による特別防除を行う区域及び期間の公表

(三) 第五条第四項の規定による聴聞の実施及び不服の申出に対する

決定

四 第六条第一項の規定による特別防除についての農林大臣への申出

(四) 第十二条において準用する森林病虫害等防除法第四条の二の規定による特別防除についての地方公共団体等への協力要請

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第二十四号を次のように改める。

二十四 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による森林病虫害等の駆除命令

(二) 第五条第二項において準用する第三条第五項の規定による聴聞の実施及び不服の申出に対する決定

(三) 第五条第二項において準用する第三条第八項の規定による命令書の内容の公告

(四) 第五条第二項において準用する第四条第一項の規定による森林病虫害等の駆除措置

(五) 第五条第二項において準用する第四条第二項の規定による森林病虫害等の駆除措置に係る費用の徴収

(六) 第五条第二項において準用する第四条の二の規定による森林病虫害等の駆除等についての地方公共団体等への協力要請(県内の地方公共団体等に係るものに限る。)

(七) 第六条第一項の規定による森林病虫害等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去

(八) 第八条の規定による損失補償

別表第二地方農林振興局長の項中第二十六号を削り、第二十五号を第

二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定による特別防除の実施

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十号

昭和五十一年三月三十一日鳥取県告示第二百五十一号(ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級について)の一部を次のように改正し、昭和五十二年六月一日から施行する。

昭和五十二年六月一日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級については、なお従前の例による。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表を次のように改める。

等級	ホール数が一八ホール以上のゴルフ場	ホール数が一八ホール未満のゴルフ場
一級	利用料金が一〇、〇〇〇円以上のもの	/

二級	利用料金が八、〇〇〇円以上一〇、〇〇〇円未満のもの	/
三級	利用料金が五、〇〇〇円以上八、〇〇〇円未満のもの	/
四級	利用料金が四、〇〇〇円以上五、〇〇〇円未満のもの	/
五級	利用料金が三、〇〇〇円以上四、〇〇〇円未満のもの	利用料金が五、〇〇〇円以上のも
六級	利用料金が二、〇〇〇円以上三、〇〇〇円未満のもの	利用料金が三、〇〇〇円以上五、〇〇〇円未満のもの
七級	利用料金が二、〇〇〇円未満のもの	利用料金が三、〇〇〇円未満のもの

第二号中「等級については」の下に「、昭和五十四年九月三十日までの期間に限り」を加え、「六級」を「七級」に改め、第三号を削る。

鳥取県告示第四百二十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十二年五月十三日	たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一

鳥取県告示第四百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字産水東方三一一九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十三号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網（一そうまききんちやく網）漁業に係る許可の申請期間を昭和五十二年五月二十七日から同年六月二十日まで

と定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十四号

昭和五十二年四月六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(上野地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、法勝寺団地、五輪第二団地、浜の上第二団地及び国安南団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ西伯町、佐治村、中山町及び鳥取市に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 恭 章

千代川 昭和五十二年六月一日から昭和五十二年六月四日まで(引懸(シ

ロ)及び投網にあつては、昭和五十二年六月九日まで)

天神川 昭和五十二年六月一日から昭和五十二年六月二十六日午前五時ま

で(投網にあつては、昭和五十二年七月三日正午まで)

日野川 昭和五十二年六月一日から昭和五十二年六月四日まで(投網にあ

つては、昭和五十二年六月九日まで)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】